

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

上記について電子申請の説明会を下記により開催しますのでご参加ください

- 1 日時 令和7年1月10日（金） 13時30分～14時30分
- 2 zoomによるオンライン説明会（WiFi環境とパソコンがあれば受講できます。）
- 3 講師 江南労働基準監督署 担当官
- 4 申込書をFAX又はメールで当協会あて1月8日までにお送り下さい。
1月8日までにzoomID等をお送りします。
- 5 江南労働基準協会 FAX 0587-55-6125

Mail kek@herb.ocn.ne.jp

・・・・・・・・申込書・・・・・・・・

- 1 事業場名
- 2 電話番号及びFA番号
- 3 受講者職氏名
- 4 受講者のメールアドレス（.又は_の区別をはっきりお書きください）

お問合せ 江南労働基準協会事務局長 大島